

知っていますか？

介護保険の知恵袋⑦

今年度は、厚生労働省が定める総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています。）について解説しています。前号の訪問介護サービスの解説に続き、今号は通所介護サービス、いわゆるデイサービスについて解説します。

通って使うサービス ～通所介護サービス～



知っておきたい、 デイサービスとデイケアの違い

デイサービスとデイケアは、いずれも要介護1～5と要支援1～2の介護認定を受けた高齢者が利用することができます。利用者が施設に通いサービスを受けられるのは同じですが、それぞれの目的が異なります。

デイサービス（通所介護）は、介護サービスを提供する事業所（デイサービスセンター等）で、入浴や排せつ、食事などの生活介護、レクリエーション、機能訓練などを目的としたサービスです。

一方、デイケア（通所リハビリ）は、老人保健施設や病院や診療所などに併設されていて、身体の機能回復を目的としたリハビリテーションや日常生活サポートを受けることができるサービスです。

心身の機能の維持や回復のため、主治医



が認める場合に利用できること、リハビリテーションを行う職員として理学療法士、作業療法士などの専門職が配置されていることなどが、デイサービスとの違いです。

デイサービスを受けるメリット

デイサービスは、要介護の高齢者の個々の能力に応じて、自立した日常生活を送れるよう生活機能の維持および向上を目的とし、日常生活の世話や機能訓練を受けることができます。それにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、介護する家族の身体的かつ精神的負担の軽減を図ることができます。

デイサービスは、要介護の高齢者がデイサービスセンター等へ通い、生活介護や機能訓練を日帰りで受けられ、送迎もしてくれます。利用者が積極的に楽しく通えるように書道、陶芸、生け花などの趣味、体を動かすリズム体操など様々なプログラムが準備されています。

このようにデイサービスは、高齢者に外出の機会を提供し、他人とつながりコミュニケーションを図れるため、閉じこもりや孤立を防ぐことに役立っています。

また、介護する家族にとっては、要介護者がデイサービスを利用している間は自由な時

間を過ごせるので、疲労回復や気分転換になり、介護疲れの軽減につながります。

介護の負担を軽減する、 「お泊りデイサービス」

介護保険が適用されるデイサービスと介護保険外のサービスを上手に組み合わせると、介護する家族の負担を上手に軽減することができます。

日中に利用するデイサービス後、そのまま施設に泊まる「お泊りデイサービス」は、介護する家族の急な用事の時などに便利です。夜間に不安を抱える要介護者にとっても安心して過ごせるため、利用者は年々増加しています。

ただし、「お泊りデイサービス」はデイサービスの通所介護施設を利用して宿泊をさせるため、ショートステイ（短期入所生活介護）と違って、個室等の割当てが困難なこともあり、プライバシーの確保が十分とは言えません。また、お泊りに関する費用は介護保険外サービスですので、宿泊費（夜間サービス料や朝夕の食事代など）は全額自己負担となります。詳しくは、担当のケアマネージャーに相談し、地域で利用できる施設やサービス内容について説明してもらうことをお勧めします。

監修
小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。『介護保険外サービスのススメ』などの著書がある。